

## 機関内の責任体系及び窓口

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく機関内の責任体系及び窓口について

### 1. 責任体系

#### 1) 最高管理責任者 = 学長

学長は、研究倫理の推進及び不正行為の防止のため、本学全体を統括する責任と権限を有する。

- ・学長は、研究倫理の推進及び不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。
- ・学長は、統括管理責任者、コンプライアンス推進部門責任者及び研究倫理教育部門責任者等が責任をもって不正行為防止対策を実施できるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- ・学長は、不正行為防止対策の基本方針や具体的な不正行為防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。
- ・学長は、自ら各部門の教授会等に足を運んで、不正行為防止に向けた取組を促す等、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

#### 2) 統括管理責任者 = 副学長又は最高管理責任者が指名する者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理、研究倫理教育等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者。

令和6年4月1日現在、学長補佐が指名され、最高管理責任者を補佐し、法人全体を統括する。

#### 3) コンプライアンス推進部門責任者（部門長：研究科長、学部長、附属病院長、総務局長）

各部門における研究倫理の推進及び不正行為防止対策について部門全体を統括する責任と権限を有する者。

- ・自己の管理監督又は指導する部門において、研究倫理推進計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象としたコンプライアンス教育を定期的の実施し、不正行為の根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- ・コンプライアンス教育の内容は、教職員等の職務内容や権限・責任に応じ、効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- ・コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- ・コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

#### 4) コンプライアンス推進部門副責任者

コンプライアンス推進部門責任者の統括の下、実際に管理監督を行う。

#### 5) 研究倫理教育部門責任者（部門長：研究科長、学部長、附属病院長、総務局長）

研究倫理教育部門責任者は、部門における研究倫理の推進及び研究活動に係る不正行為の防止を図るため、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。また、統括管理責任者の指示の下に、研究倫理の推進に関する定期的な教育、研究分野及び部門等の特性に応じた研究資料等の保存方法の策定及び管理に関する教育、研究者等に対する研究資料等の作成及び保存に関する教育を行う。

#### 6) 監事

- ・監事は、不正行為防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- ・監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進部門責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正行為発生要因が研究倫理推進計画に反映されているか、また研究倫理推進計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

#### 7) 不正行為防止計画推進部署

研究戦略推進センターは、統括管理責任者とともに、研究倫理推進計画に係る具体的な対策（不正行為防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

- ・研究戦略推進センターは、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、研究倫理推進計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- ・研究戦略推進センターは、研究倫理推進計画の実施状況を部門毎に調査し、コンプライアンス委員会へ報告する。
- ・コンプライアンス委員会は、研究戦略推進センターから報告を受けた研究倫理推進計画の実施状況について、必要に応じて改善を指示する。
- ・研究戦略推進センターは、コンプライアンス委員会の審議を経て、研究倫理推進計画の実施状況に関する報告書を毎年度作成し、学長に提出する。

### 2. 窓口

- ・事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を研究戦略推進センター研究企画・管理室とする。（03-3813-3111 内線3225）
- ・研究機関全体の観点から、「順天堂大学における研究倫理推進計画」の推進を担当する部署を研究戦略推進センター研究企画・管理室とする。
- ・特定臨床研究等の適正な実施に疑義が生じた場合の申立て、情報提供又は相談に対し、適切な対応を行うための対応窓口は、臨床研究・治験センターとする。（03-3813-3111 内線3832）
- ・公的研究費の使用に関するルール等について、順天堂大学内外からの相談・通報（告発）窓口は、総務局企画調査室長とする。（03-3813-3111 内線3103）
- ・相談窓口においては、不正に関する通報（告発）があった場合、直ちに最高管理責任者に伝えるものとする。